

御宿台区自主防災防犯会内規

1 (名称)

この組織の名称は、御宿台区自主防災防犯会（以下「会」という）とする。

2 (会の位置付け)

会は、自治会規約第5条10項に基づく運営委員会の分科会とする。

3 (目的)

会は、「御宿町地域防災計画」に基づく御宿台区の自主防災組織としての活動を行うこと、および御宿台区の自主防犯組織としての活動を行うことを目的とする。

4 (活動)

会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

(1) 地域住民の生命及び身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行うよう努めること

ア 避難誘導及び避難所内被災者の支援業務に協力すること

イ 異常現象、災害危険箇所等を発見した場所を町その他関係機関に連絡すること

ウ 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること

エ 災害時における広報広聴活動に関すること

オ 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること

カ 被害状況調査に協力すること

キ 被災区域内の秩序維持に協力すること

(2) 町及び県が行う防災対策に協力するよう努めること

(3) 犯罪が起きにくい地域環境づくりに取り組むこと

5 (構成員)

会は、自治会構成員をもって構成する。ただし、ラビドールは対象外とする。

6 (役職)

会に、次の役職を置く。ただし、兼任することができる。

会長 1名 (区長)

副会長 1名 (区長代理)

専門委員 2名 (防災防犯担当運営委員)

委員 6名以下 (運営委員)

7（役職者の任務）

役職者の任務は、次のとおりとする。

- （1）会長は、会を代表し、平常時の会務を総括し、発災時の指揮をおこなう。
- （2）副会長は、会長を補佐し、会長に不都合のあるときは、その職務を代行する。
- （3）専門委員および委員は、御宿台区地域防災計画および御宿台区地域防犯計画に定める役割に従い、会の事務全般を取り扱う。

8（会議）

会に、自主防災防犯会議を設け、会長が招集し、専門委員が議長となる。

自主防災防犯会議は、会長、副会長、専門委員、委員によって構成する。自主防災防犯会議は、次の事項を審議し、運営委員会の承認を受ける。

- （1）次年度の地域防災計画
- （2）次年度の地域防犯計画
- （3）その他自主防災防犯会議が特に必要と認めたこと

9（御宿台区地域防災計画）

会は、以下の事項について地域防災計画を策定する。

（1）平常時

- ①防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策）
- ②地震・津波による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）
- ③防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練）
- ④家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検）
- ⑤防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備）
- ⑥要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など）
- ⑦他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）

（2）発災時

- ①情報の収集及び伝達（被害の状況、津波予報及び警報、ライフラインの状況、避難勧告又は指示など）
- ②出火防止、初期消火
- ③救出・救護（救出活動・救護活動）
- ④避難（避難誘導、避難所の運営等）
- ⑤給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）

10 (御宿台区地域防犯計画)

会は、以下の事項について地域防犯計画を策定する。

- ① 防犯パトロール
- ② 防犯広報
- ③ 環境浄化
- ④ 防犯指導・診断
- ⑤ 子どもの保護・誘導
- ⑥ 危険箇所点検

11 (経費)

会の運営に関する経費は、自治会の防災防犯予算をもってあてる。

12 (改定)

この内規の改定は、運営委員会の審議を経ることを要する。

附則

平成18年8月1日制定

平成19年4月1日一部改定

平成22年4月1日一部改定

平成25年4月1日一部改定

令和4年4月1日全面改定